

質疑回答書（その2）

「令和8年度京都市立病院に係る都市ガスの供給」の件に関して、入札公告記載の内容に関する質疑について、以下のとおり回答します。

No.	質問	回答
1	<p>・入札公告7 入札手続き (3)入札予定価格 「入札者は・・・見積もった契約希望単価の110分の100に相当する金額(税抜単価)に契約年間使用量を乗じたものの合計金額(総価)を記載すること」・仕様書10ガス料金の算定 「月間使用量を確定し、契約単価(原料費により調整する場合は調整後の単価)を乗じてその料金を算定する」・入札書 「単価(税抜)」記載欄に関しまして、ガス料金の算定方法については、弊社供給条件及び料金表に基づき、「諸経費料金」、「託送供給料金(定額基本料金、流量基本料金、従量料金、低圧加算基本料金、低圧加算従量料金)」、「原料費料金」の合計に消費税等相当額を加えた額(いわゆる外税方式)と規定しております。その為、入札時に関しましては、上記の内容でガス料金を算定させていただき、弊社が落札させていただいた場合につきましても、契約単価は1つではなく、上記の内容でご契約をさせていただくこととなります。ご了承いただけますでしょうか。また、入札時に関しましては、入札内訳書に料金の算定方法や各料金単価を記載させていただきますので、入札書の「単価(税抜)」記載欄には【別紙のとおり】と記載させていただいてよろしいでしょうか。</p>	<p>・問題ありません。 ・入札書の「単価(税抜)」記載欄に「別紙積算内訳表のとおり」と記載することは可とします。積算内訳表は、入札書に記載した「金額」との整合性が確認できるようにしていただく必要があることにご留意ください。</p>

2	<p>仕様書3 使用条件の概要、仕様書7 契約年間使用量の増減 に関しまして、以下の事象が発生した場合は、弊社供給条件及び料金表に基づき精算金が発生いたします。ご了承いただけますでしょうか。・契約最大使用量の超過・契約年間引取量の未達（契約年間使用量に0.7 を乗じてえた数量とし、十の位以下は切り捨て）・契約年間最高使用量の超過（契約年間使用量に1.3 を乗じてえた数量とし、十の位以下は切り上げ）また、弊社落札の際、ご契約書に仕様書を合綴する場合は、仕様書の記載内容につきましても上記内容に合わせてご変更いただけますでしょうか。</p>	<p>仕様書 17 のとおりです（合綴する仕様書の内容変更についても同様）。</p>
3	<p>仕様書3 使用条件の概要(4) 契約最大需要期使用量、9 最大需要期使用量の超過に関しまして、弊社供給条件及び料金表では、「契約最大需要期使用量」の定めがございません、ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、ご契約書に仕様書を合綴する場合は、仕様書の記載を削除いただけますでしょうか。</p>	<p>仕様書3 のとおりです（以下(1)～(5)の数値の設定について、大口供給制度供給条件により定めのある場合は、同条件により設定された数値を採用する。）。</p>
4	<p>仕様書6 ガス料金単価調整(1) に関しまして、弊社は単価に対して原料費調整を行うのではなく、財務省貿易統計で公表された価格を用いて、原料費料金単価を算出しております。ご了承いただけますでしょうか。（2か月の平均価格を算出し、1か月間をあけて、2か月間適用）</p>	<p>問題ありません。</p>
5	<p>仕様書6 ガス料金単価調整(2) に関しまして、ご請求時の原料費に関しましては、弊社ホームページにてお知らせをさせていただいております。その為、お客様ご自身でホームページをご確認いただくようご案内をさせていただいております。ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>問題ありません。</p>

6	<p>仕様書 15 緊急時の対応及び保安体制に関しまして、「(1) 供給者（又は託送者）において、需要場所から 30 分圏内又は半径 10km 圏内に出動拠点を有すること。また、保安体制を整備し緊急時には速やかな対応が可能となるように備えること。」とありますが、ガス小売事業者においては、ガス事業法に基づき、緊急保安対応は一般ガス導管事業者（託送者）が実施し、小売事業者は託送者と連携協力することで保安確保を行うものと認識しております。そのため、出動拠点の保有および保安体制の整備・緊急時対応については、託送者が担うものと考えておりますが、本要件については、供給者自身が出動拠点を保有していない場合であっても、託送者が当該要件を満たしていれば充足するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>問題ありません。</p>
7	<p>仕様書 17 その他「本仕様書に規定されていない事項」に関しまして、弊社落札の際は、仕様書やご契約書に規定されていない事項については、弊社供給条件及び料金表による取り扱いとなります。ご了承くださいませでしょうか。</p>	<p>仕様書 17 のとおりです。</p>
8	<p>ガス料金のお支払期日に関しまして、弊社供給条件及び料金表では「支払い義務発生日の翌日から起算して 30 日以内」と定めております。ご了承くださいませでしょうか。</p>	<p>問題ありません。</p>
9	<p>ガス料金に関しまして、万が一が一期日まで（「支払い義務発生日の翌日から起算して 30 日以内」）にお支払いをいただけない場合は、延滞利息が発生します。弊社の供給条件及び料金表では「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と定めております。ご了承くださいませでしょうか。</p>	<p>仕様書 17 のとおりです。</p>
10	<p>弊社が落札させていただいた場合は、ガス料金の支払方法については、「口座振替」または「振込用紙による支払（弊社所定の振込用紙）」となります。（振込に要する費用は、お客さま負担となります）また、2028 年 4 月から、お客さまがコンビニエンスストアまたはスマートフォンアプリを通じて払い込みにより支払われる場合は、支払いにともなう費用はお客さまの負担となります。ご了承くださいませでしょうか。</p>	<p>お支払いは貴社指定の振込用紙により支払う予定です。振込に要する費用については仕様書 17 のとおりです。</p>

11	落札後の契約手続きについては、契約書ではなく弊社所定の「通知書」による取り扱いは可能でしょうか。	書面により契約書を交わすことを予定しています。
12	落札後の契約手続きについて、「通知書」による取り扱いが不可の場合、契約書は電子契約サービス「クラウドサイン」による契約手続きを行うことは可能でしょうか。弊社所定の契約書による取り扱いとさせていただきます。※「電子契約サービス「クラウドサイン」導入のご説明とご利用のお願い」参照ください。	質疑回答N o11 のとおりです。
13	落札後の契約手続きについて、「クラウドサイン」による取り扱いが不可の場合、弊社指定の契約書様式(紙の様式)にて契約手続きを行うことは可能でしょうか。	落札された事業者様の契約書を基に協議させていただきたいと考えています。
14	弊社が落札させていただいた場合、落札後の提出書類として契約申込書を作成いたします。ご提出いただくことは可能でしょうか。	問題ありません。
15	本案件について、会計主体の異なるエリアが含まれていないという認識で相違ございませんでしょうか。もし、異なる会計主体に該当するエリアが含まれている場合には、弊社の落札時に書類（確認書）をご提出いただく必要がございます。なお、弊社落札後の契約協議の際に状況を確認させていただき、その内容を踏まえて提出の可否を判断いたします。	「会計主体の異なるエリア」を「当機構以外の者が使用している等により貴社に対し当機構以外の者が支払いを行うエリア」と解して回答します。本案件について会計主体の異なるエリアは含まれていません。